

令和2年度 第13回高田区地域協議会 次 第

(会 議) 日時：令和3年2月15日(月) 午後6時30分
会場：福祉交流プラザ 第1会議室

1 開会

2 議題等の確認

3 報告

(1) 自主的審議事項「稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去について」、自主的審議事項「高田区における“内水ハザードマップ”作成及び住民への周知について」、及び高田区地域協議会への諮問について

(2) 令和2年度地域活動支援事業の変更について

4 議題

(1) 令和3年度地域活動支援事業の募集要項及び審査・採択のルールについて

(2) 令和2年度地域協議会の活動計画について

5 事務連絡

6 閉会

【次回会議 3月15日(月) 午後6時30分～：福祉交流プラザ】

【次々回会議 4月19日(月) 午後6時30分～：福祉交流プラザ】



資料No. 1

令和3年2月8日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会

会長 本城 文夫

稲田橋付近の河川敷の土砂の撤去に関する関係機関への要請について

このことについて、下記のとおり要請します。

記

令和元年の台風19号による関川の増水により、稲田橋付近の河川敷に大量の土砂が堆積しており、その土砂をそのままにしておくと、水害による被害を大きくする危険性があります。

令和2年11月26日に実施した高田区地域協議会による現地視察において、市の担当課から、国に確認した情報として「今後、撤去する見通しである」との説明がありました。実施時期は未定とのことでした。

つきましては、市としても関係機関に働きかけていることと存じますが、市民の安全・安心な暮らしを守るため、関係機関による土砂の撤去が早期に行われるよう、一層強力に要請されることをお願いします。

写

令和3年2月8日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会

会長 本城 文夫

高田区における「内水ハザードマップ」作成及び住民への周知について（意見書）

このことについて、当地域協議会において下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

記

近年、全国的に記録的集中豪雨の頻度が高まる中、令和元年10月に国土交通省から自治体に対し、浸水想定区域を示した内水ハザードマップの作成を進めるよう通知がありましたが、現在、市では検討中とのことであり、未作成となっています。

内水ハザードマップは、住民が予め浸水リスクを認識し、円滑に避難するために役立つものと思われれます。

高田区においては、昨年度の台風19号、今年度の豪雨等により内水氾濫が発生していることから、住民の安全・安心な暮らしに資するため、内水ハザードマップを早期に作成・周知いただくことを要望します。



令和3年2月8日

上越市長 村山 秀幸 様

高田区地域協議会

会長 本城 文夫

諮問審議に関する市の十分な説明を求める要望について

このことについて、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の規定に基づき、高田区地域協議会に諮問する際は、市が諮問案件に係る事前の調査、分析、検討等を十分に行うとともに、地域住民に与える影響についても事前に評価し、地域協議会に説明するよう要望します。

令和2年度地域活動支援事業の変更承認について

事業名	高田瞽女の文化の保存・発信事業	
提案団体名	NPO法人 高田瞽女の文化を保存・発信する会	
交付決定日	令和2年7月15日	
変更承認申請日	令和3年2月1日	
変更理由	新型コロナウイルス感染防止のため。	
変更内容	2月14日実施予定の門付け再現と瞽女唄演奏会を中止する。	
地域活動支援事業費補助金	(変更前) 189,000円	(変更後) 122,000円
変更承認決定日	令和3年2月9日	

[上越市地域活動支援事業 令和3年度実施分 募集要項]

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

私たちの地域をもっとよくする 「まちづくり活動」の提案を募集します!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ 令和3年度に実施する事業の提案を、以下のとおり募集します。

■募集期間

令和3年4月1日(木)から

4月20日(火)まで【必着】

(郵送の場合は消印有効)

土日や閉庁後など業務時間外に受付を希望される方は、予めご相談ください。

■実施方法

～事業の内容～

- ・団体等が主体的に取り組む活動に対し、市が補助金を交付します。

～事業を提案できる方～

- ・5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体（政治や宗教活動を目的とする法人等及び営利法人を除く。）

■支援内容

事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

《ここがポイント! 1》

(1) 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。

- ① 提案や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
- ② 提案団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
- ③ 提案団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
- ④ 会議の時のお茶代・菓子代
- ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費
（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため、対象外とします。）
- ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費

(2) 令和4年3月31日までに事業を完了（経費の支払いを含む。）するとともに、南部まちづくりセンターに実績報告書を提出してください。

(参考) 高田区の範囲

町内会名

南本町1～3丁目、東城町1～3丁目、南城町1～4丁目、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町1～7丁目、北本町1～4丁目、仲町1～6丁目、寺町1～3丁目、大町1～5丁目、西城町1～4丁目、北城町1～4丁目、東本町1～5丁目、幸町、栄町、新町、高土町1～2丁目

※地域活動支援事業は、補助金の使い道を市民の皆さんに考えていただき、活動することを通して、市民の皆さんが自治や地域づくりを考えていただく機会でもあります。

※各地域自治体の地域協議会では、この趣旨を踏まえて、地域の課題や地域の目指すべき姿を議論して中で、それぞれの思いを採択の方針や事業の審査に反映することとしています。

■採択方針と審査基準

(1) 採択方針

各区が抱える地域課題等に応じて、優先的に取り組むべき事業を明らかにするものです。
ここに示す事業に該当する事業は、一定の範囲で優先して補助採択を受けることができます。

【高田区の採択方針】

住民自ら主体的に取り組む地域課題の解決に必要な事業のうち次の1～6に掲げる事業を優先的に採択します。

～地域活動資金を活用して目指すまちの姿～

江戸時代に造られた町並みを今に残す城下町高田は、地域の歴史、文化の中心として長く栄えてきたまちです。地域活動資金を活用して、このまちが持つ魅力を引き出し、人と人がふれあい、活気に溢れ、住民が誇りを持って暮らせる地域づくりを目指します。

1 高田市街地がにぎわい、活性化する事業

(例) 空き店舗の活用を推進する事業、人の流れを生み出す事業、活性化のための調査研究に関する事業、学生や子どもたちが主体となって実施する事業

2 地域の魅力を高め、観光を振興する事業

(例) 高田公園の魅力を高める事業、まちなか回遊型観光を推進する事業、観光客の満足度を高めるための事業、高田の地域ブランド形成のための商品開発・地域資源の利活用等に関する事業

3 人にやさしいまちづくりを進める事業

(例) 高田市街地の居住空間としての機能を高める事業、地域で子育てを応援する事業、高齢者の健康増進を図る事業、高齢者、障害をもつ人等の生活しやすい環境をつくる事業

4 歴史・文化の保存・活用に役立つ事業

(例) 城下町高田地区周辺の町並み・景観の整備に関する事業、伝統的な歴史・文化遺産の伝承と発信に関する事業、雁木・町屋の保存と利活用に関する事業

5 住民の交流を活発にする事業

(例) 団体間の連携・協力の強化を図る事業、人と人との交流の促進を図る事業、若者が主体的に取り組む事業、地域行事の活性化を図る事業

6 上記以外の高田区の重要課題の解決に必要な事業

(例) 新幹線開通後の公共システムに関する調査・研究事業、文化・スポーツの振興に関する事業、住民の安全・安心な生活に必要な事業、自然環境の改善に関する事業

※上記1～6に該当しない事業については、優先して採択する事業に当たらないため、制度の趣旨や全体のバランスなどを考慮し採択します。

《ここがポイント！2》

(1) 次のような事業は対象とはなりません。

- ①物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ②政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ③公序良俗に反する事業
- ④国、県、市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ⑤市に大規模な施設の設置や開発を求めると行う事業（事業計画の策定や推進のための会議等）
- ⑥行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

※高田区では、上記のほか、防犯灯のLED整備及び道路等社会資本の修繕を含む事業は補助対象となりません。

(2) 継続事業について

地域協議会が令和3年度の事業内容を令和2年度の採択事業と比較して、同一事業として判断し、採択された場合は継続事業となり、補助金希望額から5%が減額されます。また、同様に令和元年度から継続は10%、平成30年度から継続は15%が減額されます。

《ここがポイント！3》

- (1) 地域協議会では提案団体の自立化と新規提案団体の参入を促すため、平成30年度の事業を基準とし、4か年同一の場合は補助金希望額から15%、3か年は10%、2か年は5%、継続事業として減額します。減額された場合、自己資金を充てるなどして事業を実施してください。
- (2) 提案事業が令和元年度に採択された事業内容と全て異なるものは新規事業として、一部同一の事業内容が含まれているものは継続事業として、判断される場合があります。
- (3) 事業提案書提出の際は、補助金希望額を減額する必要はありません。
- (4) 「提案事業に関する調査票」を記入し、事業提案書に添えて提出してください。

(3) 審査基準

地域協議会では、提案事業を次の（ア）、（イ）、（ウ）で審査するとともに、採択方針との適合状況を確認した上で総合的に判断し、補助事業としての採否を決定します。

- （ア）継続事業審査：提案事業が「前年度の採択事業と比較し、継続事業に該当するか」を確認します。継続事業審査の結果、「該当する」とする委員が過半数となった場合は、継続事業となります。
- （イ）基本審査：提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認します。基本審査の結果、「不適合」とする委員が過半数となった場合は、不採択となります。
- （ウ）審査項目に基づく審査：下表の審査の視点に基づき、委員が審査項目ごとに提案事業の採点をを行い、基本審査で適合とした委員の採点結果を集計し、事業ごとの得点を算出します。

審査項目	配点	審査の視点
①公益性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 全市的な方向性と合致しているか。 提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか。
②必要性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情や住民要望に対応したものか。 地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 緊急性の高い提案事業であるか。 ほかの方法で代替できないものであるか。 補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③実現性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか。 関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 資金調達の規模や時期に無理はないか。
④参加性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤発展性	5点	<ul style="list-style-type: none"> 新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

《ここがポイント！4》

- 高田区は、**提案書類による審査を基本**とします。
- 審査項目に基づく採点結果にかかわらず、採択方針により優先的に採択される事業（2ページの「採択方針」をご参照ください）に該当しない事業は、採択事業を決定する際の順位が低くなります。
- 提案書類の疑問点等について、必要に応じて提案者に問い合わせいたしますので、ご協力をお願いします。
- 問い合わせへの回答方法は、内容に応じて提案者に連絡させていただきます。

■応募方法

所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料（団体の規約、見積書、図面、提案事業に関する調査票など）**と合わせ、南部まちづくりセンターに**郵送（消印有効）または持参等で提出**してください。

事業提案書の「(8) 事業の収支計画等」に、**全ての事業収入（市補助金、自己資金のほか参加料収入、出店料収入、入場料収入等）と、それに対応した全ての事業支出（補助対象外経費を含みます）**を記載してください。

補助対象外経費がある場合は、「イ 支出の部」の上段に補助対象経費を、下段に補助対象外経費を記載するなど、それぞれの合計額が分かるように記載してください。市補助金の額は補助対象経費の合計額を超えることはできません。**見積書等は補助対象経費分のみ添付**してください。

なお、事業完了後に提出いただく**実績報告書**には、**補助対象経費の領収書**を添付するとともに、**会計責任者による適正な会計処理をした旨の署名、捺印**をお願いします。

《ここがポイント！5》

- 提案する場合は、「**地域活動支援事業に関するQ&A**」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください。
- 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、**事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合があります**ので、あらかじめご了承ください。
- 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、**南部まちづくりセンターへ事前にご相談ください。**
- 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、**土地所有者等と事前の相談を行ってください。**（採択後は、所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- 提案に必要な様式及びQ&Aは、南部まちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

■令和3年度の補助金額

事業ごとの補助金額は、地域自治区に配分された予算の範囲内で地域自治区ごとに定めます。
 なお、高田区における補助金額の上限は、高田区の予算の範囲内です。(下限はありません)

《高田区の予算 1,240万円》

※より多くの団体が採択されるよう、事業提案にあたってはより一層の経費節減をお願いします。

《ここがポイント！6》

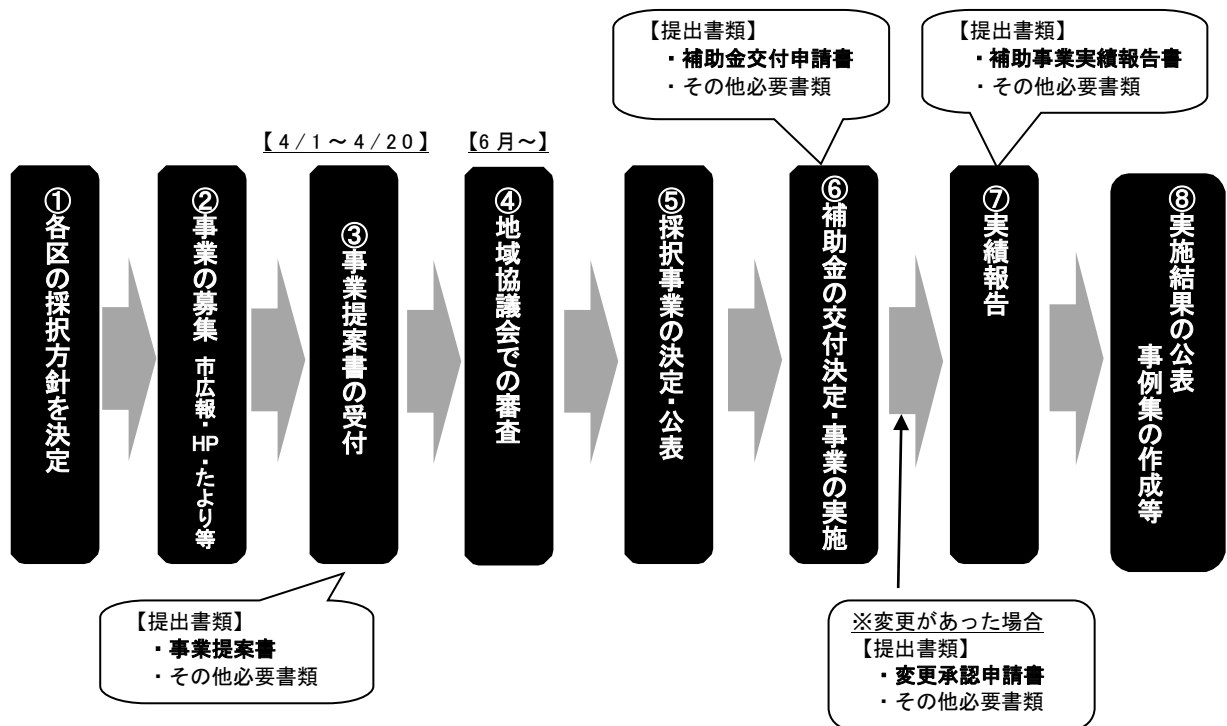
(1)補助金の額は1,000円単位(1,000円未満の端数は切り捨て)とします。また、審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりにならない場合があります。

■事業の紹介・公表

提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。

また、実施結果については、事例集の作成等で公表を予定していますので、提案される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（地域活動支援事業の流れ）



ご提案をお考えの方は、
南部まちづくりセンターにご相談ください！！

高田区の担当事務所	
南部まちづくりセンター	
〒943-0892 寺町2丁目20-1(福祉交流プラザ内)	
TEL 025-522-8831	
—事業全体の問合せ先—	
上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課	
TEL 025-526-5111	



案

令和3年度 高田区地域活動支援事業の審査・採択の基本的なルールについて

1. 審査の基本的なルール

(1) 提案事業の審査・採点者

- ①審査・採点者は、会長・副会長を含む全地域協議会委員とする。
- ②委員は、全ての提案事業について審査を行う。

(2) 委員による提案内容の確認

- ①事務局は事業募集終了後、「提案概要一覧」を作成し、「事業提案書」、「審査・採点シート」、「提案事業に関する調査票」とともに全委員に送付する。
- ②委員は内容を確認し、疑問点等があれば期限内に委員名を付した「質問票」等により事務局に提出する。
- ③事務局は必要に応じて質問の意図等を確認し、**正副会長に諮った上で**、提案者に質問事項を送付する。
なお、送付の際は委員名を付さない。
- ④事務局は、提案者から回答を受けて、「提案事業に関する質問・回答」を作成し、委員に送付する。
- ⑤委員は、「提案事業に関する質問・回答」を確認した上で、改めて質問する必要がある事項があれば、期限内に事務局に「質問票」等を提出し、事務局は、必要に応じて、提案者に再度質問事項を送付する。
- ⑥事務局は、提案者から回答を受けて、再質問をした委員に確認をとりながら「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を作成する。

(3) 委員による審査・採点

- ①事務局は「提案事業に関する質問・回答（修正版）」を委員に送付する。
- ②委員は送付された資料（「提案概要一覧」、「事業提案書」、「提案事業に関する調査票」、「提案事業に関する質問・回答」）を踏まえて、「審査・採点シート」を用いて、継続事業審査（「該当する・該当しない」の別を記入する形式）、基本審査（「適合する・適合しない」の別を記入する形式）と採点を行う（基本審査で「適合しない」とした事業を除く）。
- ③「提案概要一覧」、「事業提案書」等の**情報の取り扱いは、事業が採択されるまで十分注意する。**
- ④委員は、定められた期限内に提案事業を審査し、「審査・採点シート」を事務局に提出する。
- ⑤委員による審査・採点結果は、**事務局への「審査・採点シート」の提出をもって確定し、提出後に疑義等が生じても修正できない。**

【審査・採点方法】

- ・審査は、「審査・採点シート」に基づき、書類により行う。
- ・継続事業の審査欄は、「□該当する」か「□該当しない」のいずれかに を記入する。
- ・提案事業の事業内容に前年度と同一の内容がある場合は継続事業とする。
- ・基本審査欄は、「□適合する」か「□適合しない（採点不要）」のいずれかに を記入する。
- ・基本審査で「適合しない」とした委員は、当該事業の審査項目の採点を行わない。また、その理由を必ず記載する。
- ・審査項目内の審査の視点ごとに、視点との適合度合いを五段階で評価する。
- ・上記の適合度合いの評価を踏まえて、審査項目ごとに採点（1点から5点の範囲）を行う。

(4) 継続事業の補助希望額の算出

- ①継続事業の審査結果により、委員の過半数が継続事業に「該当する」と判断した事業を、「継続事業」とする。
- ②「継続事業」と判断された事業は、補助金希望額から以下の金額を減額する。なお、減額後の金額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

$$\text{減額する額} = \text{補助金希望額} \times (\text{継続事業として判断された回数} \times 5\%)$$

(5) 提案事業の得点の算出

- ①事務局は、基本審査の結果を集計し、**委員の過半数が「適合しない」と判断した事業は、当該事業の採点結果を集計しない。**
- ②提案事業の得点は、基本審査で「適合する」とした委員の共通審査の採点結果の合計点で算出する。

(6) 提案事業の順位の確定

- ①優先採択事業とそれ以外の事業に区分し、それぞれ上記(5)の②で算出した得点の高い事業から順に並べる。
- ②提案事業の順位は、得点に関わらず、優先採択事業をそれ以外の事業よりも上位とする。
- ③この結果をもって、提案事業の順位を確定し、**以後順位の変更は行わない。**
- ④事務局は、提案事業の順位確定後、全委員に「提案事業順位表」を配付する。

【参考】提案事業の順位確定イメージ

順位	提案事業（分野）	基本審査	優先採択	得点
1	事業A（福祉）	○	○	400
2	事業B（イベント）	○	○	350
3	事業D（観光振興）	○	○	300
4	事業F（文化）	○	○	250
5	事業E（イベント）	○	×	300
	事業C（施設整備）	×	—	—

2. 採択の基本的なルール

(1) 採択事業の検討

- ①提案事業の順位が確定した後、地域協議会を開催し、「高田区への配分予算額」である“予算ボーダーライン”と、“**点数ボーダーライン**”を設ける。
※“**点数ボーダーライン**”：審査項目の満点の半数（全委員×25点÷2）
- ②採択事業は、“予算ボーダーライン”と“点数ボーダーライン”により、次のパターンAならびにBにより検討する。

順位	パターンA	パターンB	凡例
1	○	○	予算ボーダーライン … <u>太単線</u> 点数ボーダーライン … <u>太二重線</u>
2	○	○	
3	○	○	
4	○	△	○ … 採択事業 × … 不採択事業 △ … 委員間の協議により採否を決定すべき事業
5	×	△	
6	×	×	
7	×	×	

- ③点数ボーダーラインと予算ボーダーラインに挟まれた順位にある事業は、委員間で協議し、検討する。
- ④提案事業は、**審査・採点により確定した順位に基づき採択**する。

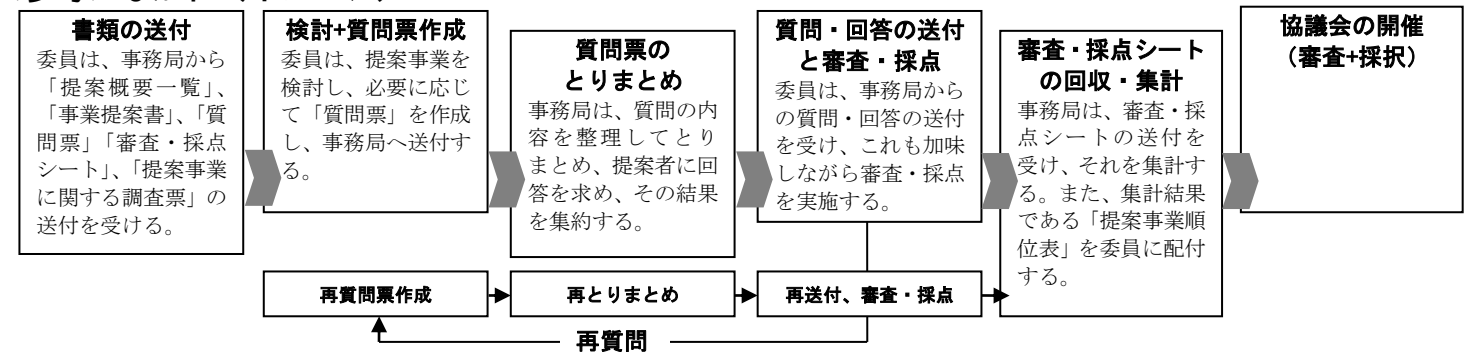
(2) 補助金額の検討

- ①補助金希望額（継続事業については、減額後の額）に対する**補助率は10/10**とする（ただし、募集要項では減額して補助する可能性があることを記載する）。

(3) 採択事業と補助金額の決定

- ①地域協議会は、採択事業と補助金額の検討結果を、事務局に報告する。
- ②事務局は、速やかに採択事業と補助金額の内容を市長に報告し、市長が決定する。
- ③事務局は、採択事業と補助金額の決定後、速やかに結果を公表する。

<参考>ながれ（イメージ）





【高田区】地域活動支援事業 審査・採点シート

【注意】記名しないこと

1 審査対象

整理 No.	
事業名	
提案者	

2 継続事業審査

・前年度の採択事業と比較し、継続事業に該当するか	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない
--------------------------	---

3 基本審査 ※ 右の「適合性」欄のいずれか一つに☑を入れてください。

・地域活動支援事業の目的と合致しているか (地域の課題解決・活力向上に資するものか)	<p style="text-align: center;">適合性</p> <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない (採点不要)
---	---

【適合しない理由】 ※基本審査で「適合しない」とした委員は必ず記入してください。

※該当するものに☑する。(複数可) <input type="checkbox"/> 地域の課題解決につながらない <input type="checkbox"/> 地域の活力向上につながらない <input type="checkbox"/> 自発的・主体的な地域活動ではない	※左記の「適合しない」と考える具体的な理由 (簡潔に記載)
--	-------------------------------

4 採点内容

(1) 優先採択事業 ※事務局が判断し、記載しています。

・優先採択事業に該当しているか	該当○/非該当×
-----------------	----------

(2) 共通審査基準 ※採点は、1点から5点の5点満点です。(0点はナシ)

※基本審査で「適合しない」と判断した委員は、採点を行わないでください。

審査項目	審査基準	メモ欄※	配点	採点欄
		良い 普通 悪い		
①公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか ・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか	_____ _____ _____ _____	5	
②必要性	・地域の実情や住民要望に対応したものか ・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか ・緊急性の高い提案事業であるか ・ほかの方法で代替できないものであるか ・補助金を充てる経費が、提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか	_____ _____ _____ _____ _____	5	
③実現性	・目標 (達成すべきこと) や事業内容が明確なものか ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか ・資金調達の規模や時期に無理はないか	_____ _____ _____	5	
④参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか	_____ _____	5	
⑤発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか	_____ _____ _____	5	
合計			25	

※メモ欄は採点の目安としてご自由にお使いください。



令和3年度提案事業に関する調査票

1. 提案する事業名及び提案者

事業名	
提案者	(団体名) (代表者)

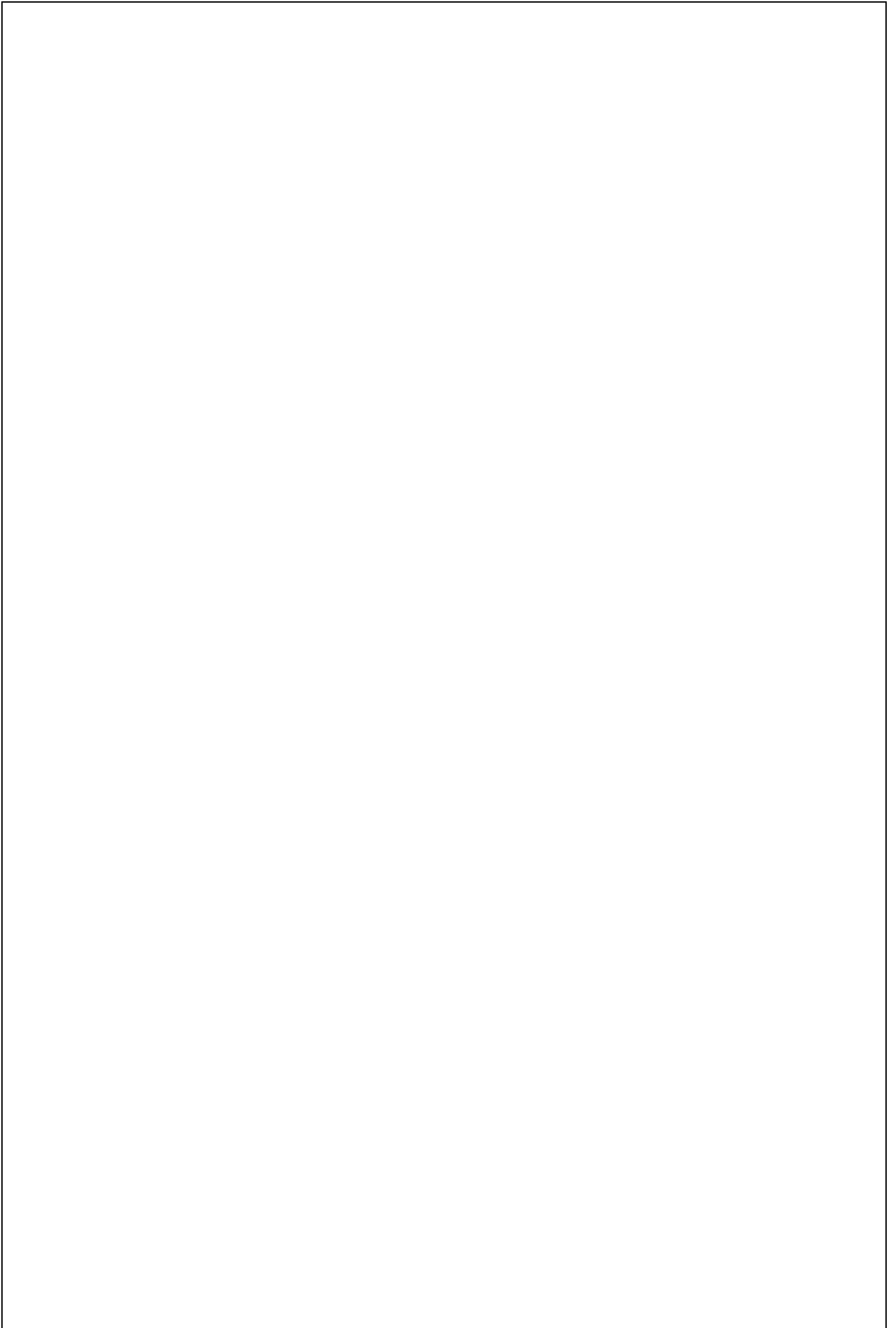
2. 提案する事業について、次の該当するものに○をつけてください。

- A : 今回、初めて提案（令和2年度に不採択となった事業を含む）する「新規事業」である。
- B : 令和2年度に採択された事業内容と同一である。（2か年継続事業）
- C : 2年度連続（令和元、令和2）で採択された事業内容と同一である。（3か年継続事業）
- D : 3年度連続（平成30、令和元、令和2）で採択された事業内容と同一である。（4か年継続事業）
- E : 令和2年度に採択された事業内容と全て異なる「新規事業」である。
(※相違点について記入してください。)

※「E」を選んだ場合、令和2年度の事業内容との相違点について記入してください。

3. 提案する事業の将来見通しについて、事業の将来の目標、資金計画（自立計画）、組織計画を記入してください。

※スペースが足りない場合は、裏面に記載してください。





南部まちづくりセンターあて
FAX 025-522-8832

提案書にかかる質問票

質問者名(委員氏名): _____

【ご留意いただきたいこと】

- ~~提案者へは、質問者名を付して送付しますので予めご理解ください。(削除)~~
- 質問の意図を十分に整理し、その趣旨が提案者に明確に伝わるよう簡潔に記載ください。
- 事業名ごとに別葉に分けて記載してください。

整理 No.	
事業名	事業
質問等の内容	例 『「2事業の概要」の「(4)事業の内容及び実施方法」の「○○○」について、具体的な内容を教えて欲しい。』 (提案書の“記載の箇所”を示してから“質問を記載”する)
	1
	2
	3

※この様式のデータをご希望される方は、南部まちづくりセンターまでメールでご連絡ください。
南部まちづくりセンターアドレス：nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp